政令第百五十六号

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の施行期日は、平成二十二年六月二十四日とする。

内閣総理大臣　菅　直人
農林水産大臣　山田　正彦
国土交通大臣　前原　誠司
防衛大臣　北澤　俊美

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年六月二十三日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百五十七号

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令

内閣は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第九条第一項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定離島港湾施設の存する港湾において占用の許可等を要する水域の上空及び水底の区域）

第一条　排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（以下「法」という。）第九条第一項の政令で定める区域は、水域の上空百メートルまでの区域及び水底下六十メートルまでの区域とする。

（特定離島港湾施設の存する港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為）

第二条　法第九条第一項第三号の政令で定める行為は、特定離島港湾施設の存する港湾ごとに国土交通大臣が指定する廃物の投棄とする。

（水域施設について水域の占用の許可等を行うことができる場合）

第三条　法第九条第四項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　特定離島港湾施設の建設、改良、維持又は復旧の工事のため水域の占用が必要となる場合

二　前号に掲げるもののほか、拠点施設に電気を供給するための電線路その他の特定離島における排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動に必要な工作物の設置又は管理のため水域の占用が必要となる場合

三　沈没船その他の物件の引揚げのため水域の占用が必要となる場合

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（平成二十二年六月二十四日）から施行する。

（防衛省組織令の一部改正）

2　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三号中「若しくは第百十五条の二十一第一項若しくは第三項」を「、第百十五条の二十一第一項若しくは第三項若しくは第百十五条の二十三第一項」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

3　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第百五十八条第三号中「こと」の下に「（振興課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百六十条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　特定離島港湾施設（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第八条に規定する特定離島港湾施設をいう。第百六十二条第一号及び第百六十三条第二号において同じ。）の存する港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること。

第百六十一条第一号中「国際・環境課及び海岸・防災課」を「他課」に改め、同条第二号及び第三号中「こと」の下に「（振興課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第四号中「こと（」の下に「振興課及び」を加える。

第百六十二条第一号中「港湾」の下に「（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。次号及び第八号において同じ。）」を加える。

第百六十三条第二号中「港湾」の下に「（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。）」を加える。

国土交通大臣　前原　誠司
防衛大臣　北澤　俊美
内閣総理大臣　菅　直人

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年六月二十三日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百五十八号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令

内閣は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第二条第一号、第五条第五項、第六項及び第九項並びに第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（北朝鮮特定貨物）

第一条　国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一号イの政令で定める物資は、別表に掲げるもの（小型武器及びその関連物資であって、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

2　法第二条第一号ロの政令で定める物資は、別表に掲げるものとする。

（生物兵器等に該当する提出貨物の廃棄の方法）

第二条　法第五条第五項の規定による同条第一項に規定する提出貨物（以下単に「提出貨物」という。）の廃棄は、次の各号に掲げる提出貨物の区分に応じそれぞれ当該各号に定める条約の規定の定めるところにより、速やかに行うものとする。

一　法第五条第五項に規定する生物兵器又は毒素兵器に該当する提出貨物　細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約第二条

二　法第五条第五項に規定する化学兵器に該当する提出貨物　化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約第四条

（提出貨物の売却の方法）

第三条　法第五条第六項の規定による提出貨物の売却（次項において単に「売却」という。）は、提出貨物が北朝鮮に輸出されることを防止するため必要なものとして国土交通省令・財務省令で定める措置を講じた者に対し行うものとする。

2　売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない提出貨物その他競争入札に付することが適当でないと認められる提出貨物については、随意契約により売却をすることができる。

3　海上保安庁長官又は税関長は、前項本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、当該提出貨物の品名及び数量その他の国土交通省令・財務省令で定める事項を官報への掲載その他の適切な方法により公示しなければならない。